

一般財団法人 日本海事協会の
運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク使用基準

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本海事協会（以下「本会」という）が行う運転者職場環境良好度認証制度の認証マーク（以下「認証マーク」という）及び認証ステッカー（以下「認証ステッカー」という）の管理方法として規定する。

2. 適用期間

認証マーク及び認証ステッカーは、事業者が本会に登録されている期間内に限り使用することができる。なお、登録簿への登録が認められ、本会のホームページに公表された事業者を「認証事業者」という。

3. 認証マーク

(1) 認証マークの使用許可

認証事業者には、認証マークを 3 項 (3) 及び 4 項 (1) に定める目的で使用することを許可し、認証マークを取得するための URL 及びパスワードを別途通知する。（※大切に保存し、外部にこのパスワードが漏洩しないよう管理をお願いします。）

(2) 認証マークデータの管理

- ① 認証事業者は、本会から提供された認証マークデータの複製の保護及び 3 項 (1) に規定するパスワードの漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。また、3 項 (3) 及び 4 項 (1) に定める目的以外で他社に認証マークの複製、そのデータ又はそのパスワードを提供することはできない。
- ② 認証事業者は、3 項 (3) 及び 4 項 (1) に定める印刷物やホームページ等を作成するため、下請負事業者に認証マークの複製、そのデータ又はパスワードを提供した場合、当該下請負事業者は、その認証マークの複製、そのデータ又はパスワードの保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うように要求しなければならない。

(3) 認証マークの使用

- ① 認証マークは、名刺、パンフレット、ホームページ、備品、建物、車両等、認証事業者が自社の自動車運送事業に関し使用するもの（以下「表示対象物」という。）について、使用（認証マークを表示すること）を許可する。
- ② 認証マークの表示方法は自由とする。印刷又は塗装等による表示の他、シール・ステッカー類にしたうえでの貼付による表示でもかまわない。

(4) 認証マークの使用上の注意

- ① 認証マークは、別紙「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」の使用についてに基づいて使用すること。
- ② 認証マークは、縦・横の比率が一定であれば、その寸法は任意とするが、色彩や文字のデザイン等が指定されているため、別紙「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」の使用について」の指定に従って作製、表示すること。
- ③ 認証マークは、認証事業者に限り使用が認められる。
- ④ 複数の都道府県に事業所があり、その一部の都道府県の事業所が認証登録されている場合において、ホームページ、パンフレット等の広報資料、役員・営業担当者の名刺等に使用する場合は、認証されている都道府県名を併記し、認証されている都道府県と認証されていない都道府県とが誤解されない方法でロゴマークを使用しなければならない。
- ⑤ 認証マークの建物、車両等への表示については、各地方自治体の広告物に関する条例等に適合するよう留意すること。
- ⑥ 上記①～⑤について、認証されていない事業所、関連する他社及び他者についても違反がないよう管理すること。

4. 認証ステッカー

(1) 認証ステッカーの使用

認証ステッカーとは、備品、建物、車両等への貼付用に本会が定める様式で作製したステッカーであり、認証事業者の表示対象物について、使用（認証ステッカーを貼付すること）を許可する。

(2) 認定ステッカー使用上の注意

- ① 独自に認証ステッカーを作製される場合には、3項(4)「認証マークの使用上の注意」に従い、作製及び使用すること。
- ② 認証ステッカーには必ず有効期限を明示すること。

5. 認証マーク及び認証ステッカーの使用中止

次の事項の場合には認証マークの使用を直ちに中止しなければならない。また、中止となった場合は、認証マーク及び認証ステッカーについて、自らの責任において破棄すること。認証事業者が下請負事業者等の他者に認証マークの複製、そのデータ又はパスワードを提供した場合、同様の処置を他者に要求すること。

(1) 有効期間が満了した場合

(2) 有効期間内であっても、次の事項が確認された場合

- ① 認証事業者から認証辞退の申出があった場合
- ② 本会が定める「運転者職場環境良好度認証制度 認証規則」（以下「認証規則」という）又は「運転者職場環境良好度認証制度 約款」に従って、本会が認証を取消

した場合

6. 認証マーク及び認証ステッカーの偽変造等不正使用について

認証事業者が偽造や変造等、不正な使用を行っていることが判明した場合は、是正指導を行い、報告を求め、同指導に行わない場合は、認証規則に従いその認証を取消し、認証を取消した旨をホームページで公表し、必要に応じて他の法的手段を取る。

(1) 認証マーク等の不正利用

以下を認証マーク等の不正利用と定義する。

- ① 認証事業者でない事業者（事業所）が認証マーク等を作成し、又は使用すること
- ② 認証範囲外の事業所（営業所）が認証マーク等を作成し、又は使用すること
- ③ 認証事業者が認証を受けていない事業者又は事業所へ認証マーク等を貸与すること

(2) 認証マーク等の不正利用の是正指導

本会は、事業者による認証マーク等の不正利用が判明した場合、以下の是正指導を行う。

- ① 認証ステッカーに不正があったとされる場合は、同ステッカーを貼付していた場所、車両の写真など不正利用が解消されたことを証明できる資料の提出を求める。
- ② パンフレット、名刺、ホームページなどの宣伝材料において不正があったとされる場合は、不正利用が解消されたことを証明できる資料の提出を求める。

7. 使用状況の審査

本会は、認証事業者の対面審査時に「認証マーク」の使用状況について確認する。「認証マーク」の不適切な使用が認められた場合、認証事業者に対し是正処置を求める。必要な是正処置が行われない場合、本会は、認証マーク及び認証ステッカーの使用禁止を求め、「運転者職場環境良好度認証制度 認証規則」に基づき、認証を取り消し、（等を行います特に悪質だと判断される場合は、ホームページで公表し、必要に応じて他の法的手段を取る。

以 上

1. デザイン

「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」（以下、「認証マーク」という）部分の様式は、以下のとおりとする。

2. 色調

認証マークの色調は、次に示す4色（CMYK数値）を基本とするが、使用できない場合は、黒またはグレーで表示する。原則として、背景色は白とするが、使用状況により、背景色を濃度（濃い色）の色地または黒で作成し、認証マークの視認性が劣るときに限り、白ヌキで使用することができる。

カラー表示

D I C 1 6 1
 C : 0 M : 60 Y : 100 K : 0
 R : 240 G : 131 B : 0

黒表示

K : 100
 R : 0 G : 0 B : 0

グレー表示

K : 60
 R : 102 G : 102 B : 102

白ヌキ表現（背景を白にできない場合のみ。）

3. 寸法

縦横及び各部の比率を維持すれば、任意の寸法で使用してよい。

認証マーク

※配布データをご使用下さい

カラー（CMYK）



黒



グレースケール



白ヌキ



〈注意〉

- ・縦横の比率、各部の形状、配置を変えてはいけない。
- ・マークの周囲に一定の余白を設ける。

4. 認証マークステッカー

認証ステッカー

(1) 色

ステッカー作成に限り、認証マークと有効期間の色は、指定されたカラー表示のみとし、国土交通省と本会は黒で他の色は使用できない。背景は、白とし、白以外は認められない。

(2) 配置

右の図を参考に、上から認証マーク、有効期間、「国土交通省／（一財）日本海事協会」の順にレイアウトを行い、縦横及び各部の比率を維持し、周囲に余白を確保する。

(3) 有効期間

有効期間の記載は、本会からの登録証書に記載されている期日とし、認証マークの大きさに応じて、見やすい大きさの字体（ゴシック体など）で「20〇〇年〇〇月〇〇日まで有効」と余白を維持しながら表示する。

(4) 国土交通省／（一財）日本海事協会について

有効期間の下になるよう表示する。認証マーク、有効期間の大きさに応じて見やすい大きさの字体（ゴシック体など）で余白を維持しながら表示する。



- ロゴマーク部と表記部の比率は、4：1から3：1の範囲で任意に設定する。
- 有効期限を太字のゴシック体など見やすい書体で表記する。
- 「国土交通省／（一財）日本海事協会」を配置する。

5. 認証マークの入手方法

「認証マークデータは、別途通知するパスワードを用いて、「運転者職場環境良好度認証制度」のホームページ（<https://www.untenshashokuba.jp>）からダウンロードすることができる。

6. 注意事項

- (1) 認証事業者は、提供された認証マークデータの複製を使用しなければならない。
認証マークデータは分解、組み換え等を行って使用してはならない。
- (2) 認証マークを印刷物やホームページに使用する場合は、「2. 色調」を参考に使用しなければならない。
- (3) 認証マークデータの保存形式及び解像度は、本会が提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めてはならない。